

令和6年12月25日招集

令和6年 第12回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和6年第12回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和6年第12回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和6年12月25日（水） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（19名）

1番	清野周治	2番	元木太志	3番	大江弘哉
4番	留場美佐	5番	仲野孝藏	6番	山科幸子
7番	永瀬清一	8番	石山一穂	9番	栗原洋幸
10番	芦野繁美	11番	阿部昇	12番	寒河江一浩
13番	大江正好	14番	加藤友英	15番	中谷裕
16番	高橋浩一	17番	東海林光輝	18番	門脇功
19番	菅原繁治				

1. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報第16号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第 5 議第69号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第 6 議第70号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第 7 議第71号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第 8 議第72号 農用地利用集積計画について
- 第 9 議第73号 東根農業振興地域整備計画の変更について
- 第10 農地あっせん委員会の報告
- 第11 農地転用委員会の報告
- 第12 地区委員会の開会及び報告
- 第13 議第74号 東根市農業委員会 運営委員会及び専門委員会委員の選任について

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	深瀬 忠	農政主査兼農政係長	高橋 範一
農地係長	後藤 美智子	主任	杉浦 ひとみ

1. 議長 農業委員会会長 菅原 繁治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和6年第12回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員はおりません。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

7番 永瀬清一委員、8番 石山一穂委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定であります。お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第11回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第16号農地賃貸借契約の合意解約についてから、日程第9、議第73号東根農業振興地域整備計画の変更についてまでの、1報告と5案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。深瀬事務局長。

【深瀬事務局長】

令和6年、第12回東根市農業委員会定例総会、議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、11件であります。

報第16号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、

同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号 99 番 土地の所在：大字東根元東根字大木沢●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：1,146 m²ほか3筆。賃貸人住所氏名：東根市本丸東●●●● ●●●●、賃借人住所氏名：東根市大字長瀬●●●● ●●●●。解約後の利用：第三者に売却 となります。

以下、受付番号 100 番から3頁の受付番号 119 番までの10申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。4頁をお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は、7件です。

議第69号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。5頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転です。

受付番号 115 番 土地の所在：大字猪野沢字楯畑道北●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：1,781 m²ほか2筆。譲渡人住所氏名：天童市大字川原子●●●● ●●●●。事由：労力不足、経営面積：56 a。譲受人住所氏名：東根市大字猪野沢●●●● ●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：40 aであります。

以下、受付番号 116 番から120 番の5申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。6頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、使用貸借権設定です。

受付番号 121 番 土地の所在：大字東根元東根字一本木●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：6,153 m²ほか16筆。貸人住所氏名：東根市新田町二丁目●●●● ●●●●。事由：経営移譲年金受給のため、経営面積：568 a。借人住所氏名：東根市新田町二丁目●●●● ●●●●。事由：期間満了につき再設定、経営面積：568 aであります。

農地法第3条総括表（使用貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。7頁をお開き下さい。

今月の農地法第4条の許可申請は、2件です。

議第70号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

農地法第4条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。8頁をお開き下さい。

農地法第4条第1項の規定による、許可申請関係

受付番号 11 番 土地の所在：小林二丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：1,222 m²。申請人住所氏名：東根市小林二丁目●●●● ●●●● 職業：農業
転用後の主要目的：長屋住宅、駐車場、駐輪場、LPG 庫、物置、ごみ置き場、通路他で、所要面積計が 1,222 m²であります。

以下、受付番号 12 番の 1 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。9 頁をお開き下さい。

今月の農地法第5条の許可申請は、1 件です。

議第 71 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。10 頁をお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係

受付番号 60 番 土地の所在：大字蟹沢字楯ノ越●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：12 m²。譲渡人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●● ●●●● 職業：無職。譲受人住所氏名：東京都西東京市北原町三丁目2番22号 株式会社アーネストワン 代表取締役松林重行 職業：不動産業。転用後の主要目的：建売分譲、駐車場、通路他。所要面積計 187.28 m²。備考として、所有権移転、併用地あり、実測面積であります。

農地法第5条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。11 頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、農地法第4条及び第5条の申請箇所を示す、位置図でありますので、参考にして下さい。12 頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、49 計画です。

議第 72 号 農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。

13 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号 55 番 土地の所在：大字東根元東根字本郷●●●●。地目、登記簿：田、現況：樹園地、地積：2,457 m²。売人住所氏名：東根市大字長瀬●●●● ●●●●。買人住所氏名：東根市宮崎二丁目●●●● ●●●●。利用目的：水田として利用、移転時期：令和6年12月25日。対価：625,000 円、支払方法：現金、支払期限：令和7年1月22日。引渡時期：令和7年1月23日、買人の耕作面積は 104 a であります。

以下、受付番号 56 番から 62 番までの 7 申請は、記載のとおりでありますので、説明を

省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。14 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号 279 番 土地の所在：大字東根元東根字滝ノ沢●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：21021 m²ほか1筆。貸人住所氏名：東根市本丸北一丁目●●●● ●●●●●。借人住所氏名：東根市本町●●●●● ●●●●●。種類：賃貸借権設定、利用目的：畑として利用。始期：令和6年12月25日、終期：令和16年12月24日。賃借料：10aあたり1,842円、10年新規、借人の耕作面積は168aであります。

以下、受付番号280番から19頁の受付番号319番までの40申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。20 頁をお開き下さい。

議第73号、東根農業振興地域整備計画の変更について

別紙、土地に係る東根農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、本会の意見を求めるものであります。

21 頁をお開き下さい。

東根農業振興地域整備計画変更内容

農用地区域除外6件、面積45,551.51 m²となります。

No.1、大字野川字下川原●●●●。台帳地目：原野、現況地目：原野、用途区分：原野、面積：10,107 m²ほか1筆。所有者：ライジング株式会社、申出者：ライジング株式会社 代表取締役 五十嵐 由浩、事業計画：太陽光発電。

以下No.2からNo.6までの5件については、記載のとおりですので説明を省略させていただきます。22 頁をお開き下さい。

只今ご説明しました農振除外申請箇所的位置図となります。

また、23 頁から35 頁が、申請地毎の案内図及び字切図となりますのでご参照下さい。

以上で、報告案件1件と、議案5件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第10、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。
5番仲野孝藏農地あっせん委員会委員長。

【5番仲野孝藏農地あっせん委員会委員長】

はい、5番仲野です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を 12 月 18 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第 3 条による所有権移転の許可申請 6 件、使用貸借権設定の許可申請 1 件、合計 7 件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る 12 月 16 日実施の、事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の、農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが

受付番号 115 番から 120 番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に、使用貸借権設定の許可申請についてですが、

受付番号 121 番の申請事由は期間満了につき再設定であります。

なお、今月開催されました委員会において、受付番号 115 番の●●●●氏については、東根市での農地の取得が初めてであることや、既に経営している農地が田のみであるのに対し、この度取得しようとしている農地が樹園地であることから、新規就農扱いで聴取を行い、協議の結果、この度の農地法第三条申請について、許可する事と致しました。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしており、正当であるとの意見の一致を見ました。

以上のことから、今月の案件は、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、日程第 11、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

8 番、石山一穂農地転用委員会委員長。

【8 番石山一穂農地転用委員会委員長】

はい、8 番石山です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を 12 月 18 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は農地法第 4 条による許可申請 2 件、農地法第 5 条による許可申請 1 件、東根農業振興地域整備計画の変更 6 件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る 12 月 16 日実施の当番委員、及び事務局による

現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、農地法第四条申請についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、受付番号 11 番、及び 12 番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、いずれも長屋住宅を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第 2 の 1 の(1)のエの(ア) b (c)」に該当

次に、農地法第 5 条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、

受付番号 60 番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、建売分譲を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第二の一の(一)のエの(ア) b (c)」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

次に、東根農業振興地域整備計画の変更についてであります、農用地区域除外の六件につきまして農地転用案件と同様に事務局及び当番委員による現地調査を基に内容を慎重審議した結果、

申請番号 1 番については、地目が原野のため転用が不要であります、太陽光発電所を整備するものであります。申請番号 2 番については、農地の規模が 10ha 以上の区域に事務所及び駐車場、申請番号 3 番から 6 番については、さくらんぼ東根駅を中心とする半径 500 m から最大 1 km までの区域内宅地率が、40%以上となる区域内に、申請番号 3 番は駐車場、申請番号 4 番は貸店舗、申請番号 5 番は大規模商業施設、申請番号 6 番については事業所、を整備するものであります。いずれの申請につきましても同意することについて、やむを得ないとの意見の一致をみたところであります。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。はい、1 番。

【1 番清野周治委員】

1 番、清野です。受付番号 60 番で蟹沢字楯ノ越の案件ですが面積が 12.00 m²になっているんですけれども、どういうことでしょうか。10 頁です。

【後藤農地係長】

転用面積については、わずか 12 m²となっております。これについてですけれども、併用

地がございまして、併用地を含めてわずかに残った 12 m²の農地を合わせて建売分譲 1 棟分を整備するという転用事案になっております。なぜかちょっとこの農地 12 m²ほどが宅地の中に残ってしまっていたという事案になっております。よろしくお願いいたします。

【議長】

1 番、清野委員。

【1 番清野周治委員】

ではこの所要面積の 187 m²の中に入っているということですか。

【議長】

後藤農地係長。

【後藤農地係長】

はい、その通りでございます。

【議長】

8 番、石山一穂農地転用委員会委員長。

【8 番石山一穂農地転用委員会委員長】

所要面積の 12 m²分だけが農地になっていて、所要面積のほかの部分はすでに宅地になっていたから、その部分だけ転用しますという話です。

【議長】

よろしいですか。

【1 番清野周治委員】

はい。

【議長】

では、質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第 12、地区委員会の開会及び報告についてであります。お諮りいたします。ただいまから 15 分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第 72 号農用地利用集積計画について、8 番石山一穂委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与に関する制限に該当します。したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

それでは 15 分をめどに、地区委員会の開会をお願いいたします。ここで、暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【6 番 山科幸子委員】

6 番山科です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 69 号については、期間満了につき再設定によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 70 号及び議第 71 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 72 号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 73 号については、農地転用委員会の報告と同様、要件を満たしており、やむを得ないと認め、同意することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【17 番東海林光輝委員】

17 番東海林です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 69 号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 72 号については、水田として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満た

していると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 73 号については、農地転用委員会の報告と同様、要件を満たしており、やむを得ないと認め、同意することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【12 番寒河江一浩委員】

12 番寒河江です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 69 号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 72 号については、水田及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 73 号については、農地転用委員会の報告と同様、要件を満たしており、やむを得ないと認め、同意することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第 16 号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは始めに、議第 69 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 70 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 71 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、以上、3 案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。議第 69 号から議第 71 号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可すること、及び、許可相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第 69 号から議第 71 号については、許可すること、及び、許可相当との意見を付することに決しました。

次に、議第 72 号農用地利用集積計画について採決いたしますが、その前に、8 番石山一穂委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。議第 72 号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 72 号については、決定することに決しました。

8 番石山一穂委員の復席を求めます。

8 番石山一穂委員に申し上げます。ただいま、議第 60 号については、決定することに決しましたので報告いたします。

次に、議第 73 号東根農業振興地域整備計画の変更について、採決いたします。

お諮りいたします。議第 73 号について、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 73 号については、同意することに決しました。

次に、日程第 13、議第 74 号東根市農業委員会運営委員会及び専門委員会委員の選任についてを議題といたします。

はじめに、専門委員会の委員であります、東根市農業委員会運営委員会及び専門委員会規程第 5 条により、専門委員会には、農地転用委員会及び農地あっせん委員会があり、会長以外の委員で組織するものとし、定数はそれぞれ 9 名となっており、会長が総会に諮って指名することになっております。

次に、運営委員会の委員であります、同規定第 4 条により、農地転用委員会委員長及び、農地あっせん委員会委員長、並びに、会長が指名する委員 6 名の合計 8 名の委員で組織することとなっております。

なお、その任期については、同規程第 6 条により、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの

1年間となっております。

それでは、これより速やかに地区委員会を開会し、農地転用委員会及び農地あっせん委員会の委員を選任願います。

ここで、暫時休憩いたします。

(午前 10 時 43 分休憩)

(午前 11 時 00 分再開)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、各地区委員会において、農地転用委員会及び農地あっせん委員会の委員が選任されましたので、その結果を事務局に報告させます。深瀬事務局長。

【深瀬事務局長】

それでは、地区委員会にて選任されました農地転用委員並びに農地あっせん委員を報告いたします。

農地転用委員

1 番清野周治委員、2 番元木太志委員、5 番仲野孝藏委員、6 番山科幸子委員、11 番阿部昇委員、12 番寒河江一浩委員、15 番中谷裕委員、16 番高橋浩一委員、17 番東海林光輝委員。

農地あっせん委員

3 番大江弘哉委員、4 番留場美佐委員、7 番永瀬清一委員、8 番石山一穂委員、9 番栗原洋幸委員、10 番芦野繁美委員、13 番大江正好委員、14 番加藤友英委員、18 番門脇功委員以上であります。

【議長】

只今、事務局から報告いたしましたとおり、農地転用委員会及び農地あっせん委員会の委員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、農地転用委員会及び農地あっせん委員会の委員は、事務局より報告のとおり指名いたします。

只今、農地転用委員会及び農地あっせん委員会の委員が選任されました。

各委員会の委員長及び副委員長につきましては、東根市農業委員会運営委員会及び専門委員会規程第7条により、各委員会において互選することになっております。

従って、これより速やかに農地転用委員会及び農地あっせん委員会の開会をお願いいたします。ここで、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 2 分 各委員会及び休憩)

(午前 11 時 26 分 再 開)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、各委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果を事務局より報告させます。深瀬事務局長。

【深瀬事務局長】

互選により決定いたしました、委員長及び副委員長を報告いたします。

農地転用委員会委員長、11 番阿部昇委員、副委員長、1 番清野周治委員。

農地あっせん委員会委員長、9 番栗原洋幸委員、副委員長、13 番大江正好委員。

以上であります。

【議長】

各委員会の委員長及び副委員長は、只今事務局より報告のとおりであります。

今後 1 年間、農地転用委員会及び農地あっせん委員会の円滑な運営について、よろしくお願いいたします。

引き続き、運営委員会の委員の選任を行います。それでは、農地転用委員会及び農地あっせん委員会の委員長以外の 6 名を指名いたします。

1 番清野周治委員、2 番元木太志委員、4 番留場美佐委員、5 番仲野孝藏委員、10 番芦野繁美委員、16 番高橋浩一委員、以上 6 名の委員を運営委員会の委員に指名いたします。

ここで、運営委員会の委員を事務局より報告させます。深瀬事務局長。

【深瀬事務局長】

それでは運営委員を報告いたします。

運営委員は、只今会長より指名されました6名の委員と、農地転用委員会委員長、11番阿部昇委員、農地あっせん委員会委員長、9番栗原洋幸委員の計8名となります。

以上です。

【議長】

運営委員会の委員長及び副委員長につきましては、東根市農業委員会運営委員会及び専門委員会規程第7条により、運営委員会において互選することになっております。従って、これより速やかに運営委員会の開会をお願いいたします。ここで、暫時休憩いたします

(午前 11 時 29 分 運営委員会及び休憩)

(午前 11 時 32 分 再 開)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、運営委員会において、委員長及び副委員長が互選されたので、その結果を事務局より報告させます。深瀬事務局長。

【深瀬事務局長】

それでは、運営委員会委員長及び副委員長を報告いたします。

運営委員会委員長、5番仲野孝蔵委員、副委員長、2番元木太志委員。以上であります。

【議長】

運営委員会の委員長及び副委員長は、只今事務局より報告のとおりであります。今後1年間、運営委員会の円滑な運営について、よろしくお願いいたします。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和6年第12回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午前 11 時 33 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員